

日本耐震天井施工協同組合（JACCA） 耐震天井施工保証内容について

日本耐震天井施工協同組合

表題の件につきまして、以下の通り記します。

当該書類は耐震天井施工保証内容を要約したものですので、組合員からの詳細説明を受けた上で保証実施の可否をご検討頂きますようお願い致します。

記

耐震天井施工保証内容について

1)保証の期間・継続基準

1.保証期間：5年間（保証書発行手数料：1万円/物件）

ただし、5年毎に組合の点検（有料）を受け、更新手続き（有料）を行った場合に限り、最長30年間まで更新可能

2.継続基準：次のいずれかの事項が発生したときは点検（有料）を受けること

- (1)地震（震度5弱以上の地震）、建物の構造躯体の損傷、火災、爆発、水漏れ、水没等が発生した場合
- (2)建物の大規模修繕、増改築及び天井に係る電気設備等の設置、修繕、撤去をする場合

2)保証事由

地震により建築用鋼製天井下地またはシステム天井フレーム材が落下した場合

※ボード等、仕上材のみの落下はこれに含まない

※天井面の設計地震力を超える地震の場合の落下はこれに含まない

※地震により被災した設備等の影響による天井下地の落下はこれに含まない

※地震により損傷した支持構造部等の影響による天井下地の落下はこれに含まない

※建物の倒壊及び半壊、建物の構造躯体の損傷、火災、落雷、破裂、爆発、水没、水漏れまたは外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは盗難等の偶然かつ外来の事由が発生した場合の落下はこれに含まない

3)個別的免責事項

組合は次のいずれかの場合において、一切の保証の責任を免れるものとする

- 1.組合が認定した以外の耐震天井工法を採用した場合
- 2.組合が認定した以外の製造会社の建築用鋼製下地材またはシステム天井を採用した場合
- 3.落下に伴う損害および損傷による損害賠償
- 4.被保証者が組合員以外の者に工事及び補修をさせた場合
- 5.天井落下時に建物の構造部分（柱・梁等）に破損や欠陥があった場合

4)保証範囲

耐震天井の原状復旧における建築用鋼製天井下地と内装ボード類およびシステム天井（フレーム材と仕上材含む）

※組合は現状復旧に要する材料と人工、その他の残材処理等の雑務を提供する

※組合はこれ以外の責任（損害賠償についての責任等）は一切負わない

5) 保証限度額

工事目的物の施工金額の範囲内とし、保証書一枚につき、3,000 万円を限度とする（1物件につき）

※但し、保証額は保証範囲内に値する費用とする

6) 保証契約の無効

1. 保証契約に関し、被保証者及び組合員が虚偽を述べたり、建物に欠陥があることを知りながら告げなかった場合
2. 保証書に所定事項の記載がない場合、又は記載された字句が書き換えられたり、加筆修正された場合
3. 保証書に事実とは異なることが記載された場合
4. 被保証者の故意又は重大な過失により建物に欠陥がある場合

7) 対象工事の種類

1. 建築用鋼製下地工事および内装ボード張り工事
2. システム天井工事 ※フレーム材と仕上材含む

8) 設計・施工に関する基準

1. 組合が認定する技術範囲に適合した設計・施工が実施されていること
 2. 施工請負者は組合員であること。但し、施工チェックリストの確認が実施できる者は、新耐震Fullpower天井の場合は平成26年4月以降、KIRIIアングルクランプの場合は令和4年4月以降の施工研修会を受講した耐震施工技術者であること
- 注意 設備工事等の進捗により、組合が認定する技術範囲に適合しない室が発生し保証対象とならない場合があります

以上